

3、第1・2次一括法の概要

- (1) 地域主権戦略会議の法制化 【第1次】
 - ・内閣総理大臣ほか関係大臣等で地域主権改革に関する施策等を検討する会議を法制化。
- (2) 国と地方の協議の場の法制化 【第1次】
 - ・内閣官房長官、関係各大臣と地方6団体が地域主権改革の推進に向けた協議を行う。

(3)義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大【第1次】【第2次】

- ・自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し、関係法律を一括改正。(第1次：41法律)(第2次：160法律)

①施設・公物設置管理の基準

- 国が法律で定めている設置・管理の基準を条例に委任。
(施設等の基準：政省令で規程 → 条例で規程、政省令は条例制定の基準となる。)

②協議、同意、許可、認可、承認

- 自治体の事務であるにもかかわらず国が義務付けている関与を見直し

③計画等の策定及び手続き

- 計画等の策定義務や策定に関しての国への協議の見直し

(4)基礎自治体への権限移譲【第2次】

都道府県の権限の市町村への移譲。(47法律)

- ◆施行日：①公布日(第1次：H23.5.2 第2次：H23.8.30)
 - …直ちに施行できるもの。
- ②公布日から3ヶ月を経過した日(第1次：H23.8.2 第2次：H23.11.30)
 - …政省令等の整備が必要なもの。
- ③経過措置あり(第1次、第2次：H24.4.1[一部はH25.4.1])
 - …地方自治体の条例や体制整備が必要なもの。

4、第1次一括法案に伴う市町の対応

■義務付け・枠付けの見直し・条例制定権の拡大への対応(41法律)

(庄原市対応5法令。残りは政令市・中核市・保健所市・指定都市等までの対応。)

関係法律の改正により次の8条例等の制定が必要となる。 施行日：H24.4.1(経過措置1年あり)

	改正法	市町の対応	担当課
1	介護保険法(指定地域密着型サービス)	市町が行う地域密着型介護サービス費の審査等の事務に適用する基準として、新たに市町条例の制定が必要。[従うべき基準]	高齢者福祉課
2	介護保険法(指定地域密着型介護予防サービス)	市町が行う地域密着型介護予防サービス費の審査等の事務に適用する基準として、新たに市町条例の制定が必要。[従うべき基準・標準・参酌]	高齢者福祉課
3	公営住宅法	条例の制定又は改正により①単身入居希望者等への対応、公営住宅の整備基準及び②入居者の収入基準を定める必要がある。[参酌] ③同居親族の要件基準[任意](要件基準廃止後[経過措置無し]、市では要件を維持すると判断)	都市整備課
4	道路法	条例の制定又は改正により、①道路構造の技術的基準及び②道路標識等の様式に係る基準を定める必要がある。[参酌]	建設課
5	河川法	準用河川の管理者である市町は、条例の制定または改正により、河川管理施設の設置や河川管理者以外の者による工作物設置の許可に関する技術基準を定める必要がある。[参酌]	建設課



◆原則、平成24年4月1日迄に、8条例を制定する必要あり。

■公営住宅法の「同居親族の要件基準」を平成24年4月1日に条例制定。

■残りは、国が示す基準省令は出されているが、委任先の規則が確定されてないため、24年4月1日の条例制定は困難。

■政令市、中核市の一部には、3月に条例を制定する動きもあるが、大半の市町は国の基準省令を待ち、経過措置である25年4月1日までに制定する見込み。

地域主権改革について

1、地域主権改革とは

「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」

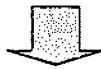
【改革内容】

- ①義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
- ②基礎自治体への権限移譲
- ③国の出先機関の原則廃止
- ④ひも付き補助金の一括交付金化
- ⑤地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本的改正）
- ⑥その他 地方財源の充実確保・直轄事業負担金の廃止など 『地域戦略大綱(H22.6)』より抜粋

2、経過

(1)第二期地方分権改革(H19～) (以下主な 1 次～4 次勧告)

- ①1 次勧告 都道府県から基礎自治体へ権限移譲（法制化）すべきものを勧告
- ②2 次勧告 国の出先機関の見直しを勧告
- ③3 次勧告 義務付け・枠付けの見直し措置、国と地方の協議の場の法制化を勧告
- ④4 次勧告 国庫補助負担金の一括交付金化の留意事項を勧告



(2)民主党政権樹立(H21.9)

- ①地域主権戦略会議発足 (H21. 11)
- ②地方分権改革推進計画閣議決定 (H21. 12)

- ③第 1 次一括法案提出 (H22. 3)
- ・地域主権戦略会議の法制化
 - ・国と地方の協議の場の法制化
 - ・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大 (41 法律)



(3)地域主権改革

- ①地域戦略大綱策定 (H22. 6)

地域主権改革の意図や理念等を踏まえ、憲法や国際条約との整合性にも配慮しつつ、地域主権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね 2～3 年を見据えた改革の諸課題に関する取組方針を明らかにするもの。

- ②第 1 次一括法案&地方自治法の一部改正※ 成立 (H23. 4)

- ③第 2 次一括法案提出 (H23. 5)
- ・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大 (160 法律)
 - ・基礎自治体への権限移譲 (47 法律)

※地方自治法の一部改正
★地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置など
・議員定数の法定上限の撤廃
・行政機関等の共同設置
・市町村基本構想の策定事務の廃止など
施行期日…公布後 3 ヶ月以内において
政令で定める日 (8 月 1 日)



- ④第 2 次一括法案 成立 (H23. 8)

■個別法の改正により対応するもの

1	介護保険法	㊸指定地域密着型サービスの指定対象となる施設及び入所定員の基準。 [従うべき基準] ㊹指定地域密着型介護予防サービスの指定の申請者の基準。[従うべき基準]	高齢者福祉課
---	-------	---	--------

※経過措置なし



◆ 原則 平成 24 年 4 月 1 日迄に、条例を制定する必要あり。
◆ 但し、第 1 次一括法と同様に、各条例の、国が示す基準省令等が出されていないため、現状での策定は困難であり、経過措置である 25 年 4 月 1 日迄の条例策定となる。
◆ ①②③については、経過措置がなく平成 24 年 4 月 1 日までに条例の一部改正で対応。

(2)基礎自治体への権限移譲(47 法律)への対応

(庄原市対応：37 事務。残りは政令市・中核市・保健所市・指定都市等までの対応。)

事務の移譲

①県からの移譲事務と重複する事務(庄原市：10 事務)

▶ 従前とおりの対応

※但し、法定移譲になることで、これまでの権限移譲と整合できない部分的な取り残し等が発生するもの、法定移譲と一体的に実施した方が効率的・効果的な事務は、別途、県からの特例条例等で対応する。

	移譲事務	市町の対応	担当課
1	障害者福祉に関する事務	・知的障害者相談員の設置。 ・身体障害者相談員の設置。	社会福祉課
2	障害者自立支援に関する事務	・指定障害福祉サービス事業者(居宅系サービス)の指定等。	社会福祉課
3	福祉事業等に関する事務 【H25. 4. 1】	・第 2 種社会福祉事業(精神保健福祉関係施設を除く)のみを行う社会福祉法人の定款の認可等。 ・社会福祉法人(保護施設)の設立認可等。	総務課 高齢者福祉課
4	母子保健に関する事務 【H25. 4. 1】	・未熟児の訪問指導に関する事等。 ・未熟児養育医療の給付決定等。	保健医療課
5	生活衛生に関する事務	・専用水道・簡易水道等の改善指示等【H25. 4. 1】 ・墓地等の経営許可等	環境政策課 市民生活課
6	商工業に関する事務	・工場立地法に基づく特定工場の新設届出等。	商工観光課
7	土地区画整理事業	・施行地区内の建築行為等の制限等。	都市整備課
8	市街地再開発事業	・個人施行者の施行の認可等。	都市整備課
9	農地法に関する事務	・農地等の所有権等の権利移動許可等。	農業委員会
10	分権計画策定前の事務	・路外駐車場設置の届出受理等。 ・特定路外路外駐車場設置の届出受理等。	都市整備課

②法定移譲により新たに追加される事務(庄原市：27 事務)

法律により県から市へ新たに事務が移譲される。(1~3 は県特例条例で未移譲の事務が法定移譲される。)

	移譲事務	関係法令	県内実績	担当課(案)
1	社会福祉法人(養護老人ホーム・特別養護老人ホーム)の設置認可等【H25. 4. 1】	社会福祉法	※ 1	高齢者福祉課
2	育成医療の支給認定等【H25. 4. 1】	障害者自立支援法	※ 2	社会福祉課
3	都市計画施設区域及び市街地開発事業施行区域の建築許可等	都市計画法	※ 3	都市整備課
4	ガス用品の販売事業者からの報告徴収等。	ガス事業法	H22:0 件	市民生活課
5	液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告徴収等。	液化石油ガスの保安の確保に関する法律	4 年に 1 回立入検査	市民生活課
6	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域内の建築行為等の許可等。	地方拠点都市地域の整備に関する法律	H22:0 件	都市整備課
7	町及び字の区域の新設等の届出、告示等。	地方自治法	H22:20 件	総務課
8	家庭用品の販売業者に対する表示等の指示等。	家庭用品品質表示法	H22:0 件	市民生活課
9	特定製品の販売事業者等からの報告徴収等。	消費生活用製品安全法	H22:0 件	市民生活課
10	土地を譲渡する場合の届出等。	公有地の拡大の推進に関する法律	H22:38 件	都市整備課

5、第2次一括法案に伴う市町の対応

(1)義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(160法律)への対応 (庄原市対応：14法令)

①施設・公物の設置管理

関係法律の改正により次の条例等の制定が必要となる。

(施行日：H24.4.1) ※1年経過措置あり…特別な理由がある場合経過の措置[経過措置となる理由が必要]

- (1)「従うべき基準」…自治体が異なる内容を定めることは許されない。
- (2)「標準」…合理的な理由がある範囲内で地域実情に応じて自治体が異なる内容を定めることが許容される。
- (3)「参酌すべき基準」…国の基準を十分参照した結果であれば自治体が異なる内容を定めることが許容される。
- (4)その他
 - 「任意」…改正法にある特定の行為等を行う場合に、条例を制定することができる。
 - 「－」…条例の制定にあたり、改正法に改省令等の基準を参考とする規定がなく、条例制定内容の自由度が高い。

	改正法	市町の対応	担当課
1	社会教育法※	①公民館運営審議会の委嘱に当たり満たすべき基準の制定。[参酌]	生涯学習課
2	図書館法 ※	②図書館協議会の委員に任命に当たり満たすべき基準の制定。[参酌]	生涯学習課
3	博物館法 ※	③博物館協議会の委員の任命に当たり満たすべき基準の制定。[参酌]	生涯学習課
4	水道法	④技術者による監督を行わせる水道の布設工事[任意] ⑤水道の布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う技術者の資格の基準の制定。[参酌] ⑥水道技術管理者の資格の基準の制定。[参酌]	水道課
5	道路法 ※ (但し⑩の例外規定を設ける場合)	⑦自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金・時間以外の利用に関し、必要な事項に係る標識の表示基準の制定。[-] ⑧自動車専用道路と道路等の交差の方式を立体交差の方式としなくても良い場合について、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上止むを得ない場合以外の基準の制定。[-]	建設課
6	道路整備特別措置法	⑨道路の新設又は改築に伴う利用料金の徴収。[-] (市町が有料道路の管理者) ⑩二以上の道路を一の道路として行う利用料金の徴収。[-]	建設課
7	都市公園法	⑪都市公園の配置及び規模に関する技術的な基準の制定。[参酌] ⑫都市公園の公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の敷地面積に対する割合の基準の制定。[参酌]	都市整備課
8	駐車場法	⑬路上駐車場の利用について必要な事項に係る標識の表示の基準の制定。[-] (路上駐車上を設置している場合)	都市整備課
9	下水道法	⑭公共下水道の構造の技術上の基準の制定(雨水吐及び水処理施設の構造の基準(施行令に規定)を除く)[参酌] ⑮終末処理場の維持管理の基準の制定[参酌] ⑯都市下水路の構造及び維持管理の基準の制定[参酌]	下水道課
10	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 ※ (庄原市該当なし)	⑰延焼等危険賃貸住宅の代替住宅である公営住宅への入居の基準の制定。[-] ⑱延焼等危険賃貸住宅の代替住宅である特定公共賃貸住宅への入居の基準の制定。[-]	都市整備課
11	マンションの建替えの円滑化等に関する法律※ (但し県・市条例制定しない方針)	⑲マンションの建替え時の代替住宅である公営住宅への入居の基準の制定。[-] ⑳マンションの建替え時の代替住宅である特定公共賃貸住宅への入居の基準の制定。[-] ㉑マンションの建替え時の代替住宅である高齢者向け公共賃貸住宅への入居の基準の制定。[-]	都市整備課
12	高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	㉒移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準の制定。[参酌] ㉓移動等円滑化のために必要な特定公園施設の構造の基準の制定。[参酌]	都市整備課
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	㉔市町村が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者が有すべき資格の基準の制定。[参酌]	環境政策課

②協議・同意・許可・認可・承認の見直し

■第2次一括法により対応

見直し対象：59 法令 83 項目 → 市対象：35 法令 48 項目

例)内閣府 災害対策基本法・・・市町村防災会議を設置しないことに係る知事協議。

→ これまで協議が必要なものが改正され「報告」に変更。(施行日：公布日)

③計画等の策定及びその手続きの見直し

■第2次一括法により対応

見直し対象：130 法令 333 項目 → 市対象：63 法令 166 項目

例)内閣府 交通安全対策基本法・・・市町村交通安全計画の策定義務。

→ これまで義務化されていたものが改正され「努力義務化」に変更。(施行日：公布日)

④個別法の改正により対応 (施設公物の設置管理、計画等の策定及びその手続きの見直し)

■第1・2次一括法により対応

見直し対象：2 法令 5 項目 → 市対象：2 法令 3 項目 (介護保険法、森林法など)

7. スケジュール等

1. 義務付け・枠付けの見直し

- ・ 条例委任されるものは、4月1日までに条例等制定（※一部経過措置あり）
- ・ 協議、同意、許可、認可、承認の見直しは、施行日が公布日（※一部公布日から3ヶ月を経過した日）
- ・ 計画等の策定及びその手続きの見直しは、施行日が公布日（※一部公布日から3ヶ月を経過した日）

2. 市町への権限移譲

○新たな法定移譲される事務・権限 (新規移譲事務)

- ・ 10月7日 : 市町説明会 (権限移譲総括窓口)
- ・ 10月-11月随時 : 事務概要説明会 (県事業担当課→市町事業担当課)
- ・ 11月中旬以降随時 : 研修会開催 (県事業担当課→市町事業担当課)
- ・ 11月中旬以降随時 : 個別移譲スケジュールに沿って政省令の改正等を踏まえた説明会開催。
- ・ 1月-2月 : 事務引継等 (県事業担当課→市町事業担当課)
- ・ 4月1日 : 法定移譲 (※一部 H25. 4. 1)

○県特例条例により移譲されている事務・権限 (既移譲事務)

- ・ 10月以降随時 : 法制化情報提供 (県事業課等→市町事業課等)
- ・ 11月 : 地方自治法に基づく協議 (県市町行財政課→市町権限移譲総括課)
- ・ 12月 : 県議会 特例条例改正議案提出
- ・ 1月 : (政省令改正が遅れる事務)
地方自治法に基づく協議 (県市町行財政課→市町権限移譲総括課)
- ・ 2月 : (政省令改正が遅れる事務)
県議会 特例条例改正議案提出
- ・ 4月1日 : 法定移譲 (※一部 H25. 4. 1)

※その他、県担当部署等と調整し適宜、相談・連絡・情報提供等を行い、事務を進める。

3. 第3次一括法について

- ・ 義務付け・枠付け (291 条項) の見直し。
- ・ 平成 23 年 11 月 29 日閣議決定。
- ・ 平成 24 年通常国会に提出予定。

11	騒音に係る規制地域の指定等。(自動車騒音の監視)	騒音規制法	H22:0件	環境政策課
12	電気用品の販売事業者からの報告徴収等。 → 家電用品など販売店に対する立入調査。	電気用品安全法	H20-22:46件	市民生活課
13	商店街整備計画等の認定等。	中小小売商業振興法	H20-22:1件	商工観光課
14	流通業務地区内の施設建設等の許可等。	流通業務市街地の整備に関する法律	H20-22:8件	都市整備課
15	住宅街区整備事業施行地区内等の建築行為の許可等。	大都市地域における住宅に関する特別措置法	県内該当無し	都市整備課
16	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定等。	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	認定戸数6件 管理戸数90戸	都市整備課
17	被災市復興推進地域内の建築行為等の許可等。	被災市街地復興特別法	県内該当無し	都市整備課
18	防災街区整備事業施行内の建築行為等の許可等。	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	県内該当無し	都市整備課
19	マンション建替え組合設立の認可等。	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	実績無し	都市整備課
20	緑地保全地域等における行為の規則。	都市緑地法	該当無し	都市整備課

※4・5・8・9・12は、消費者行政に関係する分野であることから消費者行政とあわせ一体的に取り組む。

※1	医療制度改革関連法の施行に伴い、平成23年度末までに県主導で療養病床の再編整備を実施するため、再編整備の完了を踏まえて、移譲時期を改めて協議するとしていた事務。 ■当該社会福祉法人(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム)の設置認可、報告徴収、業務停止、解散命令等
※2	制度改正後を持って移譲を協議するとしていた事務。 ■身体障害児・長期療養児の療育指導等(育成医療給付決定)(結核に関するものを除く)
※3	建築確認とセットでの移譲を協議していた事務。 ■開発行為の許可、開発許可に係る建築制限、市街地開発事業等予定区域内の建築制限、都市計画施設の区域、市街地開発事業の施行区域内における建築許可、施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における建築等の制限、開発行為の許可申請者、工事施行者に対する資力・信用力を証する書類提出の求め。

権限の移譲

<事務の廃止>

県知事事務手続きの簡素化

	移譲事務	関係法令	担当課	施行日等
1	町及び字の区域の新設等に係る都道府県知事への届出。(廃止)	地方自治法	総務課	H24.4.1

<基準の選定を市町で行うこととしたもの>

	移譲事務	関係法令	担当課	施行日
1	騒音に係る規制地域の指定等	騒音規制法	環境政策課	県が指定をしているので、現行の県の基準を引継ぐ場合は、市の告示が必要。
2	騒音に係る環境基準の地域類計の指定等	環境基本法	環境政策課	
3	悪臭に係る規制地域の指定等	悪臭防止法	環境政策課	現在庄原市は、地域指定がされていないので、H24.4.1以降に、新たな基準を庄原市が策定されるまで対応は必要ない。
4	振動に係る規制地域の指定等	振動規制法	環境政策課	騒音規制と同様。
5	緑地面積等に係る地域準則の策定	工場立地法	商工観光課	H24.4.1から市で策定することができる。市が新たに策定しない場合は、既に県が地域準則を策定していることから、県の基準が準用される。(県指定解除の予定なし)

<都市計画の決定権者が変更、国及び県の関与の廃止を図ったもの>

	移譲事務	担当課	施行日
1	都市計画の決定(市町村決定の場合は、知事の同意廃止あり)	都市整備課	H24.4.1



県からの移譲事務と重複した事務も含め、新たな移譲事務を、法律により平成24年4月1日(一部H25.4.1)から市で対応する。(随時、県から事務の引継ぎ、研修等を行う。)